

新旧対照表

新	旧
目次	目次
<p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>崖付近の建築物(第3条～第5条)</u></p> <p>第3章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第40条(法第88条第1項において準用する場合を含む。)、<u>第43条第3項、第50条、第52条第5項及び第56条の2第1項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第144条の4第2項の規定に基づく条例で定める事項その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>災害危険区域等における建築物(第3条～第5条)</u></p> <p>第3章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)<u>第39条第1項及び第2項、法第40条(法第88条第1項において準用する場合を含む。)、法第43条第3項、法第50条、法第52条第5項、法第56条の2第1項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第144条の4第2項の規定に基づく条例で定める事項その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。</u></p>
第2章 <u>崖付近の建築物</u>	第2章 <u>災害危険区域等における建築物(災害危険区域の指定)</u>
<u>第3条及び第4条 削除</u>	<p>第3条 <u>法第39条第1項の規定により指定する災害危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により神奈川県知事が本市の区域内において指定した急傾斜地崩壊危険区域とする。</u></p> <p>(災害危険区域内の建築物)</p> <p>第4条 <u>次条に規定するもののほか、災害危険区域内において居室を有する建築物を建築する場合における当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とし、かつ、当該居室は、がけ(勾配が30度を超える傾斜地をいう。次条において同じ。)に直接面していないものでなければならない。ただし、建築物ががけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(がけ付近の建築物)</p>
<u>第5条 崖(勾配が30度を超える傾斜地であって、高さが3メートルを超えるものに限る。以下同じ。)の下端(崖の下にあっては、崖の上端)からの水平距離が、崖の高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合は、崖の形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、</u>	<p>第5条 <u>高さ3メートルを超えるがけの下端(がけの下にあっては、がけの上端)からの水平距離が、がけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合は、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のい</u></p>

安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。

- (1) 崖の形状又は土質により、安全上支障がない部分
 - (2) 崖の上部が盛土の場合で、盛土の高さが1メートル以下、斜面の勾配が45度以下であり、その斜面を芝又はこれに類するもので覆ったときにおける当該盛土の部分
- 2 前項の規定は、崖の上に建築物を建築する場合にあっては、当該建築物の基礎が崖に影響を及ぼさないとき、崖の下に建築物を建築する場合にあっては、当該建築物の主要構造部(崖崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造とし、又は崖と当該建築物との間に適当な流土止めを設けたときは、適用しない。
- 3 崖の上端に隣接する建築敷地には、崖の上部に沿って排水溝を設ける等崖への流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。

(罰則)

第70条 第5条第1項若しくは第3項、第8条第1項、第10条第1項若しくは第2項、第11条、第15条第1号、第18条から第25条まで(第21条第2項及び第24条第2項を除く。)、第27条、第28条(第3項を除く。)、第29条第1項、第30条第1項、第31条、第32条第1項若しくは第2項、第33条、第34条第1項、第35条、第36条、第38条、第39条、第40条第1項、第41条第1項、第3項若しくは第4項、第42条、第43条、第44条第1項から第3項まで、第45条第1項、第3項若しくは第4項、第46条から第49条まで、第50条第2項若しくは第4項、第52条、第53条第1項若しくは第4項、第54条第1項若しくは第2項、第55条又は第56条の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合にあっては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。)にあってはその建築物、工作物

ずれかに該当する部分については、この限りでない。

- (1) がけの形状又は土質により、安全上支障がない部分
 - (2) がけの上部が盛土の場合で、盛土の高さが1メートル以下、斜面の勾配が45度以下であり、その斜面を芝又はこれに類するもので覆ったときにおける当該盛土の部分
- 2 前項の規定は、がけの上に建築物を建築する場合にあっては、当該建築物の基礎ががけに影響を及ぼさないとき、がけの下に建築物を建築する場合にあっては、当該建築物の主要構造部(がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造とし、又はがけと当該建築物との間に適当な流土止めを設けたときは、適用しない。
- 3 高さ3メートルを超えるがけの上端に隣接する建築敷地には、がけの上部に沿って排水溝を設ける等がけへの流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。

(罰則)

第70条 第4条、第5条第1項若しくは第3項、第8条第1項、第10条第1項若しくは第2項、第11条、第15条第1号、第18条から第25条まで(第21条第2項及び第24条第2項を除く。)、第27条、第28条(第3項を除く。)、第29条第1項、第30条第1項、第31条、第32条第1項若しくは第2項、第33条、第34条第1項、第35条、第36条、第38条、第39条、第40条第1項、第41条第1項、第3項若しくは第4項、第42条、第43条、第44条第1項から第3項まで、第45条第1項、第3項若しくは第4項、第46条から第49条まで、第50条第2項若しくは第4項、第52条、第53条第1項若しくは第4項、第54条第1項若しくは第2項、第55条又は第56条の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合にあっては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。)にあってはその建築

又は建築設備の工事施工者)は、50万円以下の罰金に処する。

2及び3 略

物、工作物又は建築設備の工事施工者)は、50万円以下の罰金に処する。

2及び3 略